

秋田県土地改良法第八十七条の三第一項の規定に基づき県営土地改良事業に係る特別徴収金徴収条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第七号

秋田県土地改良法第八十七条の三第一項の規定に基づく県営土地改良事業に係る特別徴収金徴収条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県土地改良法第八十七条の三第一項の規定に基づく県営土地改良事業に係る特別徴収金徴収条例（平成二十九年秋田県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収を要しない場合)

第二条 条例第二条の知事が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 機構関連事業の施行に係る地域内にある土地を当該機構関連事業の施行に係る地域内において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であつて、知事が特別徴収金を徴収しないことを相当と認める場合

二 前号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める場合

(特別徴収金の額の決定通知)

第三条 知事は、条例第三条の規定により特別徴収金の額を定めたときは、その額を特別徴収金の徴収を受ける者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。